

平成30年度浜中町地域おこし協力隊 募集要項

【浜中町の概要】

浜中町は、人口が約6,000人、面積は423.63㎡（東西33.4km 南北29.9km）で、北海道釧路管内の最東端にある町です。海岸は太平洋に面し、霧多布半島が形成され、厚岸道立自然公園、ラムサール条約登録湿地として認定されている霧多布湿原があります。内陸は、森林と農村地帯が広がり、平坦な丘陵原野が形成されています。

浜中町から北海道の中心市である札幌市までは約400kmで、北海道横断自動車道東道が釧路市まで延伸され、車で約6時間の所要時間となります。また、北海道道東地域の中核都市である釧路市までは約80km、車で約1時間30分の所要時間です。

浜中町の産業は、美しく豊かな自然環境の中で営まれる農業・漁業が中心です。農業は酪農の先進地として知られ、新鮮で良質である本町の生乳は、全国的に有名な「ハーゲンダッツ」アイスクリームの原料として活用されています。一方、漁業は非常に恵まれた沿岸海域を有する中、国内有数の生産量を誇る天然昆布とともに、近年は高級素材となっているウニの養殖をはじめとした栽培漁業に積極的に取り組んでいます。観光は、霧多布湿原や海岸線などの風光明媚な自然景観、農・漁業で生み出される四季折々の新鮮な味覚素材を有し、年間約30万人以上の観光客が訪れています。更に、浜中町出身である漫画家 モンキー・パンチ氏のご協力をいただき、「ルパン三世」を活用した地域活性化にも力を注いでいます。特に、毎年開催されている「ルパン三世フェスティバル」には、全国各地から大勢のルパンファンが浜中町に集結します。

このように、浜中町は道東地域屈指の豊かな自然環境を有する中、第一次産業を中心とした地場産業の振興を基本に、まちづくりを進めています。



【募集概要】

1 募集人員等

浜中町地域おこし協力隊 1名（雇用関係 有り）

2 活動内容

委嘱された方は、浜中町地域おこし協力隊設置要綱（平成29年10月25日訓令第13号）に定める活動を基本に、下記の活動に従事していただきます。

◎ 浜中町移住定住推進員～本町への移住定住を推進するための各種業務

- ・ 浜中町の移住定住相談窓口業務
- ・ ホームページやSNSを活用した移住定住情報の整理、発信業務
- ・ 移住定住パンフレットの考案と作成に関する業務
- ・ 移住定住をPRするためのプロモーション、イベント等への参加業務
- ・ 移住定住体験プログラムの考案、作成業務
- ・ ちょっと暮らし住宅等への希望者の受入窓口業務
- ・ 北海道外からの移住定住希望者等のニーズアンケート業務
- ・ 町内各団体、管内移住定住推進協議会等の関係機関、大学等の教育機関との連携業務
- ・ その他、外部視点からの本町の移住定住に関する課題等の把握

3 活動場所

〒088-1592 北海道厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1

浜中町役場企画財政課内（担当 企画財政課企画調整係）

4 募集対象

- （1）年齢が満23歳以上40歳未満の方（学歴、性別問わず）
- （2）3大都市圏をはじめとする都市地域等（条件不利地域を除く）に住み、隊員として委嘱された後、浜中町に住民票を異動し、移住できる方
- （3）心身ともに健康で、誠実に活動できる方
- （4）地域住民に溶け込み、協力を図りながら、地域のために積極的に活動できる方
- （5）既に普通自動車免許を取得済みであり、日常において自動車運転に慣れている方
- （6）日常的にパソコン操作（ワードやエクセル、メール送受信等）ができるとともに、インターネット等を通じて、情報発信のできる方
- （7）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する一般職の職員の欠格条項に該当しない方
- （8）隊員として任期が終了した後、浜中町への定住を目指す方

5 委嘱期間等

- （1）隊員の任期は原則1年とし、最長で委嘱日から3年まで延長することができるものとします。
- （2）委嘱日は、隊員として決定した後に相談させていただきます。

- (3) 委嘱期間は、隊員と協議し1年ごとに更新するものとします。なお、更新については、隊員のそれまでの活動状況等を踏まえて町長が判断します。

6 活動日、活動時間、休暇等

- (1) 1日の活動時間は、7時間45分(週38時間45分)とします。
- (2) 活動時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとします。(※土・日・祝祭日を除く。年末年始の休暇は、12月31日から1月5日まで)
- (3) 勤務日以外の日に活動を命じられた場合は、別の日に休日を振替します。
- (4) 1年につき、14日間の年次有給休暇を与えます。
- (5) 7月1日から9月30日までの間において、連続する3日間の夏季休暇(有給休暇)を与えます。

7 賃金

- (1) 賃金は、月額200,000円を支給します。(ただし、委嘱日が月の2日～末日である場合や欠勤のあった場合は、その月の活動日数に基づいて日割計算して支給)
- (2) 12月には、勤務した月数に応じて期末手当(最高支給額 月額賃金200,000円×1.2=240,000円)を支給します。

8 福利厚生

- (1) 委嘱日より、社会保険等(健康保険・厚生年金・雇用保険)に加入します。なお、社会保険料等は、賃金より控除されます。
- (2) 隊員の活動中の災害に関しては、町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(平成7年北海道市町村総合事務組合条例第10号)等により、公務災害として補償します。
- (3) 隊員が活動のために出張等をする場合は、旅費を支給します。
- (4) 隊員が活動時間中に使用するパソコンは、浜中町が用意します。また、その他活動にあたり必要となる道具類、消耗品等の経費は、浜中町が負担します。
- (5) 隊員が活動する際に使用する車両は、浜中町が用意します。(活動時間内の自家用車の使用は不可)
- (6) 隊員の住宅は、浜中町が用意します。ただし、住宅料は隊員の負担となります。
- (7) 住宅の基本的な家電製品(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、ストーブ、インターネット接続器等)は、浜中町が用意します。ただし、委嘱日以後において発生する下記の費用は隊員の負担となります。
- ① 電気、ガス、水道、下水道、灯油、電話、インターネット通信等の費用
 - ② 汚物やごみ、排水等の消毒及び清掃処理に要する費用
 - ③ その他、隊員が居住の維持に必要な費用
- (8) その他転居にあたっての費用は、全て隊員の自己負担となります。

9 応募受付期間

平成30年4月1日～平成30年12月28日（締切日 12月28日必着）

※ 応募者の中で適任者がいない等により、応募受付期間を延長する場合があります。

10 応募方法

(1) 応募にあたっては、下記の書類を整え、浜中町役場企画財政課企画調整係（13 提出・問い合わせ先）まで郵送又は持参してください。

なお、提出いただいた書類は、ご本人に返却しませんのでご了解願います。

《提出書類》

- ① 浜中町地域おこし協力隊申込書（様式第1号）
（浜中町ホームページよりダウンロードしてください。）
- ② 住民票抄本
- ③ 運転免許証のコピー（表と裏両方）
- ④ 卒業証明書（最終学歴）

11 選考方法

(1) 第1次選考審査（書類選考）

提出いただいた書類により選考を行います。なお、合否結果は、選考後概ね1週間以内に文書で通知します。

(2) 第2次選考審査（面接選考）

第1次選考審査による合格者を対象に、浜中町役場で面接選考を行います。

面接選考の日時等は、第1次選考審査の結果通知と併せてお知らせします。面接選考の際に、健康診断書（過去1ヶ月以内のもの）を提出していただきます。

なお、第2次選考審査に要する交通費等は応募者の負担となります。

(3) 最終選考結果

最終選考結果は、第2次選考審査終了後に文書にて通知します。合格者は、採用内定後に雇用手続き等の調整をさせていただきます。

※選考経過や結果に関する問い合わせには応じませんので、予めご了解ください。

12 お問い合わせ

(1) 協力隊の募集に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。ただし、お問い合わせの項目が非常に多い場合は、可能な限りメール・FAXで内容を送信してください。回答は、メール・FAXにて返信させていただきます。

13 提出・問い合わせ先

〒088-1592 北海道厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1

浜中町役場企画財政課企画調整係

電話 0153-62-2237（直通） FAX 0153-62-2229

E-mail kikaku@town.hamanaka.lg.jp